

保護者さまへ

田浦幼稚園
園長 杉山 智子

『施設整備費及び入園金の減免制度』と『保育料の実質負担分がある理由』について

1. 施設整備費及び入園金の減免制度について

・施設整備費は、グラウンドや園庭の整備を含む園舎改修工事を長期計画として、外部の長期修繕計画を主な業務とする（株）神奈川建物リサーチ様に委託して算出した費用です。この費用を参考にして算定した費用を令和3年4月より在園児の保護者さまにご負担頂いています。

この計画作成後、新型コロナウイルス感染により社会全体が経済不況となり、かつ物価高騰も始まったことで、施設整備費の減免制度を令和3年4月～令和13年3月までの10年間設けることとしました。

施設整備費の減免制度	納入費
最初のお子さま	2,500円/月
兄弟1人が施設整備費を納入の場合、2人目のお子さま	1,250円/月
兄弟2人が施設整備費を納入の場合、3人目以降のお子さま	0円/月

※年少組、年中組、年長組が対象で、2歳児&満3歳児組は施設整備費の徴収はありません。

この施設整備費を設けた際のQ&Aで、保護者さまから自分の子どもが直接利用する個所の改修工事を先に希望するとの声が多かったため、令和2年度にグラウンド改修工事、令和3年度に園舎屋根改修工事〔Ⅰ期〕と保育室床改修工事、令和4年度に園庭改修工事と園舎屋根改修工事〔Ⅱ期〕を行いました。令和5年度、令和6年度は積立金が少ないため中止していますが、お子さまが快適に過ごすことが出来るよう改修工事を進めていきます。

・入園金についても同様な理由から減免制度（令和13年3月まで）を設けています。

入園金の減免制度	納入費
最初のお子さま	90,000円
兄弟1人が卒園又は在園している2人目のお子さま	80,000円
兄弟2人が卒園又は在園している3人目のお子さま	70,000円
兄弟3人が卒園又は在園している4人目以降のお子さま	60,000円

2. 保育料に実質負担分がある理由について

田浦幼稚園は、公共性を堅持しつつも、自主性と創意工夫で私学としての本分を全うする非営利組織の宗教法人の幼稚園です。そのため、実質負担分は処遇改善のための教員の人件費に充てられています。

お子さまへのメリットとしては、幼稚園指導要領に定められている教育の他に、バディスポーツクラブの体操教室、ECCの英語教室、ヤマハの音楽プログラム等、専門講師による指導を受けるほか、仏の心を学び、人としての正しい生き方を種まきをする人格教育を行っています。

幼児教育無償化が無料化ではないことをご存じのことと思います。投資の中でも一番確実と思われる教育をされ、人生の土台作りから生まれるお子さまの輝きに、感動体験されることをお勧めいたします。